

佐久市議会議員 議会報告

高柳 ひろゆき 通信



発行 高柳 ひろゆき後援会事務所 佐久市塩名田 558-6

電話 0267-58-4367 携帯 090-4613-0021

メールアドレス shionada5586@ybb.ne.jp

● ご挨拶

残暑厳しき折、皆様いかがお過ごしでしょうか。

今年の梅雨明けは、記録的に早かった昨年と比べると1カ月ほど遅く、例年と比べると8日ほど早かったようです。

稲穂もここにきて急成長しているようで一安心です。いよいよ議員活動も、折り返し地点にさしかかり、5月開催された臨時議会の中間改選で、常任委員会は社会委員会の副委員長を務めさせていただく事となりました。また特別委員会は、議会活性化特別委員会に所属させていただきました。議員活動が市民の皆様に伝わるよう積極的に改善案を提案してまいります。

今後とも変わらぬご指導ご鞭撻をよろしく申し上げます。今回は6月6日～7月1日までの26日間、開催された第2回定例会での主な議案と米軍輸送機低空飛行についての私の思いや、地域での活動についてご案内します。

定例会では、条例案5件、事件案5件、予算案2件が審議され、議案はすべて可決されました。

● 主な議案

- ① (条例案) 10月1日の消費税増税に伴い、56項目の条例が整備され、料金の値上げが賛成多数により可決されました。これにより公共施設の施設使用料金や入場料、駐車料また佐久市立浅間総合病院や診療所での各種診断書・証明書発行の料金が若干値上がりします。
- ② (事件案) 臼田地区の防災行政無線のデジタル化整備移行のため、事後審査型一般競争入札の結果、約1億6,900万円で川崎市高津区の(株)富士通ゼネラル情報通信ネットワーク営業部に決定しました。工事は緊急防災・減債事業債で実施します。
- ③ (予算案) 国の法改正に伴う幼時教育・保育無償化に関する事務経費として約2,900万円、国庫補助内示に伴う、市内公共施設14か所への公衆無線LANの整備にかかる費用として約1,500万円、内山牧場キャンプ場施設改修工事に係る経費として約5,000万円。

● 米軍輸送機低空飛行に思うこと

5月30日の夕方、佐久地方の上空を米軍輸送機2機が低空飛行した問題で、佐久市の対応は非常に敏速でした。

6月3日に防衛省北関東防衛局より県の危機管理課を通じ米軍のC-130輸送機である事が判明するや否、県を通じ国へ、飛行訓練の事前情報提供や、市街地での低空飛行自粛要請をし、6月5日には、防衛省北関東防衛局の管理部長より、県を通じ要請の趣旨を重く受け止め在日米軍にしかるべき要請をする解答の連絡が入りました。

長野県議会の6月定例会では、米軍機の飛行訓練に関する意見書(案)が提出され、意見書(案)に関する反対討論と賛成討論が行われました。反対討論者の自由民主党県議団の小池清議員は、日米合意事項に反する事実が明確に確認されない段階での提出は、賛成できないとした内容であり、賛成討論者の改革・創造みらいの花岡賢一議員は、住民不安は相当に強く、県民が不安に直面している状況に対し、真摯に取り組む責任があるという内容でした。反対28名賛成28名の同数となり地方自治法第116条の規定に基づき議長裁決により国への意見書の提出が否定されてしまいました。日米合意事項によると住宅密集地では建物上端から300メートル超を飛行することになっているが、飛行高度が明確に表示されなければ、日米合意事項に反しているか否か正確に証明する事はできないので、自治体においては飛行高度の測定に取り組む必要があると思います。

5月に発生した米軍輸送機の問題では信濃毎日新聞の取材に対し在日米軍は、訓練は不可欠とし、飛行ルートの情報公開はしないと書面で回答しているようですが、いろいろな角度から世論を積み重ねることで、日米地域協定の見直しを、国に迫らなくてはいけないと思います。

● 地域での活動

8月5日(月)午前7時半から約1時間程度、八幡地区老人会の清掃のお手伝いをさせていただきました。

区間は入りの沢・桑山から大平上町区間の八幡バイパスです。通勤時間でもありましたので、多くのドライバーの方が老人会の皆さんの清掃するお姿に感銘を受けたのではないかと思います。

私は、本町から宮本近辺を担当させていただきましたが、持参したごみ袋がいっぱいになってしまいました。佐久市には、ポイ捨て等防止及び美化に関する条例が制定されており、第7条に市民等は、ポイ捨てをしてはならないという投棄の禁止が掲載されています。

条例を遵守して、街の美化にご協力をよろしくお願いします。



●下記の一般質問を行いました

区について

(高柳)

佐久市の区の概要について伺います。

(小林総務部長)

地縁に基づき、地域をより豊かで、住みやすい環境にするために、協力しながら、つくり上げてこられた住民自治組織であり、市制、町村制の制定以前から存在していた集落がその母体となっています。各区は、その長い歴史の中で地域の状況に応じて区を分ける分区や、複数の区がまとまりひとつの区になる合区を行い、現在佐久市には240の区が存在します。

(高柳)

小諸市や安曇野市など、他市では区を自治基本条例で位置づけているが、佐久市での位置付けについて伺います。

(小林総務部長)

佐久市では、自治体に関する条例等の規定はありません。区はその地域に住居する住民で組織された、任意の団体であり市と区の関係は、同一機関上の上下関係はなく、共に住民福祉向上のために共同して活動していく関係です。

(高柳)

区の条例規定はなぜないのか。

(小林総務部長)

佐久市区等活動費交付金交付要綱のなかで区について定義を定めており、住民にも位置付けは定着しているので、現時点では条例制定の必要性はないものと考えています。

(高柳)

市から各区長さんに依頼している活動内容について伺います。

(小林総務部長)

区長の皆様には、それぞれの地域において、より豊かで、より住みよいまちづくりのために、ご尽力いただいているとともに、地域の皆様の福祉向上のため、地域と行政を結ぶ重要なパイプ役としての活動をしていただいています。市からの依頼事項として、広報紙の配布、行政文書等の回覧、放送設備を利用しての行政情報の周知をお願いしています。また、行政に対しての農林・土木・交通安全対策・防犯灯などの区民の要望を取りまとめ、区要望として提出していただき、要望後には職員との現場立会いにも同行していただいています。このほか、市が依頼する民生児童委員などの人材等の推薦や、大雨や台風などの際には、市の災害発生時状況通報担当職員との連携を担当していただいています。

(高柳)

市から支払われている区長報酬・交付金と区への区活動交付金の状況について伺います。

(小林総務部長)

区長報酬として「佐久市特別職の職員の給与、並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に基づき、年額31,000円を11月末日にお支払いしています。

また、区長さんの業務経費に対し費用弁償的な位置付けとして「区長業務交付金」を交付しています。

算出方法は、「世帯割」として、交付に係わる年度の前年10月1日現在の世帯数に170円を乗じて得た額を、また「規模別均等割」として、区の世帯数を100世帯毎に1,000世帯以上の区分を上限として、金額は92,000円から140,000円までとさだめており、加えて、区長会の理事には、理事業務経費として、区長会長64,000円、副会長39,000円、その他の理事24,500円と定めており、いずれも毎年11月末日に交付します。

次に、各区に対しては、地域内の広報紙等の配布や環境衛生費・美化・防犯・災害活動や各種コミュニティ活動に対し要綱に従い「区等活動費交付金」を交付しています。この交付金の算出方法は、「世帯割」として、交付に係わる年度の前年10月1日現在の世帯数に610円を乗じて得た額を、「街灯・防犯灯割」とし、交付年度4月1日現在の防犯灯基数分の年間電気料の半額となっています。また、7地区区長会に対し、「均等割」として、1地区120,000円を「区長人数割」として地区の区長数に4,000円を乗じた額を、「世帯割」として、世帯数に25円を乗じて得た額をそれぞれ毎年6月末日に交付します。尚、佐久市としては、これら報酬・交付金について今後実情に合わせた見直しを検討していきたいと考えています。

上記の他、佐久バルーンフェスティバル2019について質問しました。



(佐久市区長会総会)